

### 新型コロナウイルス感染症の 電話相談(4月25日時点)

[発熱などの症状の相談]かかりつけ医がいない場合=電話でかかりつけ医へ ▶いない場合=東京都発熱相談センター ☎5320-4592・☎6258-5780 \*受け付けは24時間(土・日曜日、祝日を含む) / 墨田区発熱・コロナ相談センター ☎5608-1443 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く) \*感染症による不安やストレスなどの相談も可 \*診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照[後遺症の相談]墨田区後遺症相談センター ☎5608-1443(最初に「後遺症の相談」と伝える) \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

### 新型コロナワクチン接種の問合せ

墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル☎0120-714-587 \*受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

### 新型コロナウイルス感染症と新型コロナワクチン接種に関する 最新情報は区ホームページをご覧ください



### ご協力をお願いします 住居表示板の実態調査

区では、皆さんの自宅に設置している街区や町名・住居番号の表示板の破損状況等について、次のとおり調査を実施します。

[調査期間]7月14日(金)まで [調査区域]向島・押上 [問合せ]窓口課庶務係☎5608-6101

### あっせんしています 生ごみ処理容器の購入

区では、家庭から出る生ごみの減量とリサイクルの推進を目的に、生ごみ処理容器(5種類)の購入をあっせんしています。あっせん商品の一覧表と一部の商品は、すみだ清掃事務所分室(東向島5-9-11)でご覧になれます(一覧表は区ホームページでも閲覧可)。

[対象]区内在住の方 [申込み]随時電話で、すみだ清掃事務所分室☎3613-2229へ

### 新たに3つの制度が始まりました 分譲マンションの適正管理

分譲マンションの適正管理を促進するため、各制度を実施します。いずれも利用は無料です。詳細は区ホームページをご覧ください。

#### ■マンションの管理計画認定制度

マンションの管理組合が作成する管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を有するマンションとして認定します。認定マンションは、住宅金融支援機構の「フラット35」や「共用部分リフォームローン」の金利引下げ等、様々な優遇措置が受けられます。

[対象]区内分譲マンションの管理組合

#### ■分譲マンションの健康診断制度

マンション管理士がマンションの管理状況を診断し、現状を評価した診断書等を受け取れます。管理組合による適切な運営が行われていないマンションは、建物の老朽化や維持管理等に支障が生じ、居住環境の悪化や資産価値の減少につながります。それを防ぐためにも、ぜひ、ご利用ください。

[対象]区内分譲マンションの管理組合 \*管理組合がない場合は区分所有者1人でも可 \*ほかにも要件あり

#### ■分譲マンション管理ドクター派遣制度

マンションの適正な維持管理や改修・建替えを支援するために、マンション管理士を派遣します。

[対象]区内分譲マンションの管理組合 \*管理組合がない場合は、区分所有者3人以上の同意でも可 \*ほかにも要件あり

[問合せ]住宅課計画担当☎5608-6215

### 5月31日が納期限です 軽自動車税(種別割)

軽自動車税(種別割)は、4月1日時点で軽自動車や原動機付自転車等を所有している方に課税されます。

対象となる方には、納税通知書を送付しましたので、5月31日までに税務課(区役所2階)や各出張所・金融機関・コンビニエンスストア、eL-QRに対応したスマートフォン決済アプリ、地方税お支払サイト、モバイルレジ(クレジットカード、モバイルバンキング)、電子マネー(請求書支払い)で納めてください。詳細は区ホームページをご覧ください。

[問合せ]税務課税務係☎5608-6134

### 世界一の交通安全都市TOKYOをめ ざして 春の墨田区交通安全運動

5月20日まで、春の墨田区交通安全運動を実施します。今年は▶こどもをはじめとする歩行者の安全の確保 ▶横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上 ▶自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 ▶電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底 ▶二輪車の交通事故防止 ▶放置自転車・放置二輪車の撲滅 に重点を置き運動を展開します。また、5月20日は「交通事故死ゼロをめざす日」です。

交通ルールを守り、交通事故のない社会を築きましょう。

[問合せ]▶土木管理課交通安全担当☎5608-

6203 ▶本所警察署☎5637-0110 ▶向島警察署☎3616-0110

### お話を聞かせください ひきこもり相談窓口

今年度から、公認心理師などで構成された、ひきこもり支援専門の相談窓口を開設しました。電話やEメールのほか、出張相談窓口で対面での相談もできます。生きづらさなど、お困りの事をぜひ、ご相談ください。

[対象]区内在住のひきこもり等で悩んでいる方とその家族等 [費用]無料 [電話・Eメールでの相談]墨田区ひきこもり相談窓口☎080-9817-4740・✉ps-support@kame.co.jp \*電話での相談は、月曜日～

金曜日の正午～午後6時(祝日、年末年始を除く)

[対面での相談(出張相談窓口)]▶第1・3木曜日=地域福祉プラットフォーム八広(八広5-18-23・八広はなみずき高齢者支援総合センター内)

▶第2・4月曜日=地域福祉プラットフォーム本所(本所1-13-4・本所地域プラザ内) \*いずれも時間は正午～午後4時(祝日、年末年始を除く)



### 年に1度は健康状態をチェックしましょう 特定健康診査などの区健康診査(40歳以上の方)

区では下表のとおり、健康診査を実施しています。対象となる方には、各健康診査実施期間の前に受診票を送付しています。

[健診項目]血圧測定、胸部エックス線・尿・血液検査等 \*大腸がん検診(400円)や肺がん検診(無料)の同時受診を希望する方は、各がん検診の実施医療機関へ直接申し出 [費用]無料 [問合せ]▶すみだけんしんダイヤル☎5608-1599 \*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後6時(祝日・年末年始を除く) ▶保健計画課健康推進担当☎5608-8514

種別	対象(年齢は6年3月31日現在)	実施期間
特定健康診査	墨田区国民健康保険に加入している40歳～74歳の方	5月12日(金)～10月31日(火)
75歳以上の健康診査	区内在住で後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の方(一定の障害があると認定された場合は65歳以上)	7月1日(土)～11月30日(木)
生活習慣病予防健康診査	区内在住の40歳以上で、制度上ほかの健康診査を受ける機会のない方(生活保護受給者等)	▶40歳～74歳の方=5月12日(金)～10月31日(火) ▶75歳以上の方=7月1日(土)～11月30日(木)

- ①いずれも実施医療機関の休診日を除きます。
- ②実施期間終了間際になると大変混み合いますので、早めの受診をお願いします。
- ③特定健康診査は、各医療保険者(保険証の発行機関)が実施します。墨田区国民健康保険以外の医療保険(健康保険組合、国民健康保険組合等)に加入している40歳～74歳の方(扶養されている家族を含む)は、各医療保険者や勤務先が実施する健康診査を受診してください。
- ④区が実施する「特定健康診査」と「生活習慣病予防健康診査」の対象となる40歳～74歳の方には、5月8日に受診票を送付しました。75歳以上の方が対象の健康診査は、6月末に受診票を送付します。
- ⑤区が実施する「特定健康診査」の結果により、生活習慣の改善が必要と判断された方には、区が委託した事業者の専門職(保健師、管理栄養士等)との面談等による保健指導(個別指導)を別途実施します。